

平成二十五年四月三十日受領
答 弁 第 六 三 号

内閣衆質一八三第六三号

平成二十五年四月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生 太郎

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿

衆議院議員小池政就君提出電力事業への外国資本の参入に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員小池政就君提出電力事業への外国資本の参入に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の「中華人民共和国の太陽光発電事業者」を含む外国投資家（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十六条第一項に規定する外国投資家をいう。）による電気業に係る対内直接投資等（同条第二項に規定する対内直接投資等をいう。以下同じ。）については、同法に基づき、財務大臣及び経済産業大臣が、公の秩序の維持を妨げるおそれがある対内直接投資等に該当しないかどうかを審査することとなる。